

## 忽那諸島イベントの企画・運營業務委託 仕様書

松山市では、忽那諸島の持続的な発展と活性化の指針として、平成 24 年 3 月に「愛ランド里島構想」を、令和 7 年 3 月には「愛ランド里島構想」の後継となる「松山市地域振興構想」を策定し、ハード・ソフトの両面から各種事業を展開している。中でも、忽那諸島ならではの魅力（自然・歴史・食・文化など）を生かし、離島と他地域との交流を図る『里島ツーリズム』の推進は、離島振興を図る上での重要施策として位置付けられ、島民が主体となって組織された『まつやま里島ツーリズム連絡協議会』では、松山市と協力・連携しながら、離島と他地域との交流を図る体験メニュー「里島めぐり」等の実施をはじめとした地域づくりに取り組んでいる。

本業務は、これまでの取組の発展や忽那諸島のブランディングに繋がるような、島外だけでなく島内の住民も忽那諸島の魅力を感じる・知ることのできるイベントの開催に係る企画・運営を行うものである。

### 1. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

### 2. 開催概要

【日程】令和 7 年 9 月 27 日（土）

【会場】中島の姫ヶ浜ビーチ沿いにある休憩所及びその周辺

※詳細な場所は、発注者と協議の上決定するものとする。

### 3. 委託内容

#### (1) イベントの企画・運営

(ア) イベント名称を提案すること。

(イ) イベントは、忽那諸島ならではの魅力を生かした、島内外から訪れた人がその魅力を感じる・知ることのできる内容とすること。また、本業務実施後に、まつやま里島ツーリズム連絡協議会の会員等が開催されたイベントを引き継いで実施したいと思うような内容とすること。なお、内容は発注者と協議の上、決定するものとする。

(ウ) イベントでは、来場者に提供できるノベルティとして、忽那諸島ならではの魅力にちなんだ、人に見せたくくなるようなキーホルダーを提案し、作成すること。なお、提供方法やデザイン等は発注者と協議の上、決定するものとする。

ただし、以下①②は必須とする。

① ノベルティ 1 個あたりの経費は 300 円以内とする。

② ノベルティの作成数は 5 種類程度、1 種類 100 個程度とする。

- (エ) イベント当日の集客に繋がるよう、ほしふるテラス姫ヶ浜や地域団体等との連携を図ること。なお、連携先との交渉や連絡等は受注者が行うものとする。
- (オ) イベントに関する協議を行うため、業務実施計画書を作成すること。
- (2) 会場設営・撤去等
  - (ア) 会場内にイベントに必要なブース等を設置し、撤去（現状回復）すること。
  - (イ) 会場内の清掃、ゴミ処理等を行い、清潔な状態を保つこと。
  - (ウ) 方向や音量など、周辺環境に配慮した会場設営・撤去、イベント開催等とすること。
  - (エ) 会場装飾、看板、誘導看板の制作・セット、撤去等を行うこと。
  - (オ) 会場の安全かつ円滑な運営を図り、来場者（駐車も含む）の案内・誘導・整理・安全確保等を行うため、各所に適正な人員を配置すること。
- (3) 関係機関との調整

会場は瀬戸内海国立公園内に位置し、イベント内容によっては環境省や松山市、地元組織等関係者との事前協議や利用申請などが必要となるため、それらの事務は受注者の責任において行うこと。
- (4) 広報
  - (ア) イベント広報を行うためのチラシデータを作成すること。
  - (イ) 集客に繋がる SNS 等を活用した効果的な広報手段を提案し、実施すること。
  - (ウ) チラシの印刷は（イ）を考慮して必要な部数を発注者と協議の上決定するものとし、ポスターの有無、部数についても同様とする。
- (5) その他
  - (ア) イベントの効果を測るため、来場者の数や感想等を報告書に記載すること。
  - (イ) イベント損害賠償保険に加入すること。

#### 4. 業務完了報告

本業務実施後、イベントの内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録した実施報告書（冊子 1 冊及び CD-ROM1 枚）を提出すること。

#### 5. 検査

本業務は、提出された業務完了報告書を発注者が検査し、その検査の合格をもって業務完了とする。ただし、業務完了後においても、受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行うこと。

#### 6. 個人情報保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 7. 著作権等の取扱

本業務で受注者が作成した成果物に対し、著作権法第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、全て発注者に譲渡するものとし、受注者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

## 8. 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、契約終了後も同様とする。

## 9. 業務責任者

業務責任者は相当の経験と必要な能力を有する者とし、本業務の統括を行うとともに、発注者との調整を図ること。

## 10. 再委託の制限

受注者は、業務の処理を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務や専門外業務にかかる部分等において、あらかじめ承認を得たときは、この限りではない。

## 11. 損害の賠償

本業務の履行に際して、本契約の違反又は受注者の故意又は過失により、発注者又は者又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責を負うものとする。

## 12. その他

本仕様書に定めのない事項、またその内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

提案された数量、内容等は、受注者決定後の協議によって、一部を変更・修正する場合がある。